

## ○質物保管設備基準

平成 23 年 11 月 1 日  
公安委員会告示第 49 号

質物保管設備基準を次のように定める。

### 質物保管設備基準

質物保管設備基準（昭和 25 年群馬県公安委員会告示第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第 1 条** この告示は、質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、質物の火災、盗難等の予防のため、質屋の設けるべき質物の保管設備（以下「保管設備」という。）の基準を定めるものとする。

（規模及び構造）

**第 2 条** 保管設備の規模及び構造は、取り扱う質物の品目、数量等その営業の内容に応じた適正なものでなければならない。

（営業所との距離の制限）

**第 3 条** 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、近接する他の敷地内に設けることができる。

（防湿構造）

**第 4 条** 保管設備の内部は、壁及び床を板張構造とするなどの防湿上の措置を講じなければならない。ただし、保管する質物が湿度による品質の低下等の影響を受けないものに限られる場合は、この限りでない。

（防火構造等）

**第 5 条** 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 7 号に規定する耐火構造
  - (2) 土蔵造
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、群馬県公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの
- 2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 109 条第 1 項に規定する防火設備を設けなければならない。

（盗難予防設備）

**第 6 条** 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備を設けなければならない。

- 2 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、保管設備と同一の敷地内又はこれに隣接する敷地内にある営業所、質屋の居宅等の適当な箇所に同様の装置が設けられている場合には、この限りでない。

（防そ設備）

**第7条** 保管設備の出入口以外の開口部には、金網等ねずみの侵入を防止するための設備を設けなければならない。

(特例措置)

**第8条** 現に質屋営業の許可を受けて質屋営業を行っている者が、保管設備の補修、建て替え等のため、別に保管設備を設ける場合においては、当該別に設ける保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第3条及び前条の規定は、適用しない。

2 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第5条第2項の規定は、当該仮保管設備に付随して火災警報装置を設置しているなどの防火上の措置が講じられている場合には、適用しない。

3 仮保管設備の出入口以外の開口部に対する第6条第1項の規定の適用については、同項中「シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備」とあるのは、「施錠設備」とする。

4 前3項の規定の適用を受けることができる期間は、仮保管設備の使用を開始した日から起算して2年以内とする。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の質物保管設備基準（以下「改正後の基準」という。）第3条及び第6条第2項の規定は、この告示の施行の際現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備又は質屋営業の許可を申請している者に係る保管設備については、適用しない。

3 この告示の施行の際現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備又は質屋営業の許可を申請している者に係る保管設備の防火構造等については、改正後の基準第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。